

熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業（タクシー・自動車運転代行業者分） 補助金交付申請書受付等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業（タクシー・自動車運転代行業者分）補助金交付申請書受付等業務（以下「業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する際の手続について、必要な事項を定める。

2 業務委託名

熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業（タクシー・自動車運転代行業者分）補助金交付申請書受付等業務

3 業務内容

熊本県地域交通燃料価格高騰対策事業（タクシー・自動車運転代行業者分）補助金交付申請書受付等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）9月30日（水）まで

5 契約限度額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 令和8年（2026年）3月1日時点で、熊本県物品調達・業務委託等入札参加資格を有していること。

※本社（本店）が資格を有している場合、支社（支店）からの参加申込を認めることとする。ただし、熊本県物品・業務委託競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）における地域区分が「県内支店（委任無）」の場合、参加申込書と合わせて委任状（任意様式）を提出すること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申

立てに係る更生計画認可の決定を受けている者。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けている者。

ウ 国または地方公共団体による指名停止処分の期間中である者。

(4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がないこと。

(5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(6) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

7 実施スケジュール

公募開始	令和8年（2026年）3月11日（水）
質問書の提出期限	令和8年（2026年）3月17日（火）17時まで
質問への回答	令和8年（2026年）3月18日（水）
参加申込書提出期限	令和8年（2026年）3月18日（水）17時まで
参加資格確認通知	令和8年（2026年）3月19日（木）
企画提案書提出期限	令和8年（2026年）3月25日（水）17時まで
ヒアリング	令和8年（2026年）3月27日（金）午前中
選定結果通知	令和8年（2026年）3月30日（月）（予定）

8 募集方法

本要領及び必要書類等を熊本県ホームページに掲載する。

9 質問書

本手続に参加を希望する者からの質問を次のとおり受け付ける。

なお、質問は企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容に関するものに限る。

(1) 提出書類

質問書（様式1）

(2) 提出方法

質問書を、本実施要領の末尾に記載の電子メールアドレス宛に電子メールにより提出し、必ず提出日のうちに、本実施要領の末尾に記載の担当者に、提出した旨を電話すること。

なお、電話又は口頭のみでの質問は一切受け付けない。

(3) 提出期限

令和8年(2026年)3月17日(火)17時まで

(4) 質問への回答

質問書に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和8年(2026年)3月18日(水)に熊本県ホームページに掲載する。

10 参加申込

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 誓約書(様式3)

ウ 会社概要(様式4)

※会社概要が分かるパンフレット等を添付すること。

エ 委任状(任意様式)

※名簿における地域区分が「県内支店(委任無)」であり、かつ県内支店から参加申込を行う場合に限る。

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期限及び提出方法

令和8年(2026年)3月18日(水)17時まで

持参または郵送(書留郵便に限る)とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

本実施要領の末尾に記載

※参加申込書を提出したものの企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を上記提出先に持参又は郵送(書留郵便に限る)により企画提案書の提出期限までに提出すること。

11 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式6)

イ 企画提案内容(任意様式)

・仕様書を基に、各業務についての提案及び実施体制等を記載すること。

ウ 見積書及び見積明細(任意様式)

エ 事業者の取組に関する申出書(様式7)

(2) 提出部数

正本1部、副本4部

(3) 提出期限

令和8年(2026年)3月25日(水)17時まで

持参又は郵送(書留郵便に限る)とし、郵送の場合は期限内に必着とする。

(4) 提出先

本実施要領の末尾に記載

(5) 注意事項等

ア 担当者の連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)を必ず記入すること。

イ 期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受け付けない。

ウ 原則として、提出後における提出書類の返却、差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された企画提案書の内容について、県から問合せを行う場合があるので、県が指示する期日までに回答すること。

12 審査委員

企画振興部交通政策・統計局長、交通政策課長、交通政策課長補佐の3名で構成する。(審査会の構成員本人が審査会に出席できないときは、その構成員が属する所属内からの代理出席を認める。)

13 最適提案者の選定方法

(1) 審査方法

審査委員において、提出書類及びヒアリングによる審査を行い、最適提案者を選定する。

ただし、採用基準点を60点とし、各審査委員の評価点の平均が採用基準点に満たない場合は採用しない。

(2) 評価基準等について

① 評価基準

以下のとおり、評価基準を設ける。

評価項目	評価観点	配点
(1) 事業目的の理解度		【15】
	① 提案の内容は目的に合致しているか。	15
(2) 実施体制		【40】
	② 委託業務を適切かつ迅速に実施することが可能な実施体制となっているか。	10
	③ 事業に関する知識の習得や申請者への接遇、機密保持等に関して業務従事者に対する研修等が適切に行われる体制となっているか。	10
	④ 県との連携を十分に取ることが可能な実施体制となっているか。	10

	⑤申請者や申請に係る相談者への電話相談や来所相談等に配慮された実施体制となっているか。	10
(3) 実施場所		【10】
	⑥申請者の来所に配慮された実施場所となっているか。	5
	⑦県との連携を十分にとることが可能な実施場所となっているか。	5
(4) 業務遂行能力		【20】
	⑧委託業務の遂行に活かせる実績、ノウハウを有しているか。	10
	⑨委託業務を的確に実施するための独自の提案がなされているか。	10
(5) 経費		【10】
	⑩提示された見積額は、提案内容に対して適切なものであり、経費内訳は適正か。	10
(6) 事業者の取組		【5】
	⑪次の項目に該当するか。 ア. 熊本県ブライツ企業の認定を受けている イ. 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）がある ウ. 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）がある エ. 熊本県SDGs登録制度に登録している オ. パートナーシップ構築宣言に登録している	5
	合 計	100

②採点基準

①の評価基準に対して、次に示す5段階評価で審査委員が採点を行い、総合得点を算定する。

採点基準	得点
非常に優れている	配点×1.0
優れている	配点×0.8
標準的である	配点×0.6
劣っている	配点×0.4
不可又は記載なし	配点×0.0

※「事業者の取組」には採点基準を適用しない。

(3) ヒアリングの日時及び場所

日時：令和8年(2026年)3月27日(金)午前中

場所：熊本県庁内会議室

※詳細については、別途通知する。

内容：提出された企画提案書等を使用し、内容の説明(20分以内を予定)及び質疑応答を行う。当日の追加資料は認めない。

※パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者で準備すること(審査会場にある大型モニターに接続するにはHDMI端子の受けがあるパソコンが必要)。

※ヒアリングは非公開とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 「6 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 提案者が個別に審査委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 見積額が委託上限額を超過している場合
- カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

14 選定結果の通知・公表

最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、熊本県ホームページにおいて公表する。

なお、審査結果及び審査内容についての質問・異議申し立ては、一切受け付けない。

15 契約の締結等

- (1) 契約は、企画提案書等に基づき改めて契約候補者と協議を行い、見積書を徴した上で、別途設定する予定価格の範囲内で締結する。ただし、協議が整わない場合又は契約候補者が辞退した場合は、次点の候補者（採用基準点を満たす者に限る。）と協議を行い、以下同様とする。
- (2) 契約に当たっては、熊本県会計規則第77条の規定により契約保証金を納付する必要がある。なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行した時に還付する。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（※）、契約保証金は免除する。
- (3) 委託料の支払いは、原則、事業完了検査後の精算払とする。

※熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合（契約候補者決定後、申請が必要）

ア 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 熊本県の入札参加資格を有し、過去2年の間に国又は地方公共団体と本業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結してこれらを全て誠実に履行しており、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

16 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は、契約候補者の選定以外に使用しない。
- (4) 企画提案書に含まれる著作権、特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (5) 提案者が1者のみであった場合でも、本手続の選定は実施する。
- (6) 本業務の実施については、この要領に定めるものの他、必要に応じて別に定める。

17 提出先及び問合せ先

熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課交通企画・渋滞対策班

（熊本県庁行政棟本館6階）

担当：松井・中島

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話番号 096-333-2164

電子メールアドレス matsui-h-d@pref.kumamoto.lg.jp